

議第96号

高山市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年12月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高山市立荘川小学校の位置を変更するため改正しようとする。

高山市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高山市立学校の設置等に関する条例（昭和39年高山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																
<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市立東小学校の項～高山市立清見小学校の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市立荘川小学校</td> <td><u>高山市荘川町新渕1 30番地</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市立宮小学校の項～高山市立栃尾小学校の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p>	名称	位置	高山市立東小学校の項～高山市立清見小学校の項 (略)		高山市立荘川小学校	<u>高山市荘川町新渕1 30番地</u>	高山市立宮小学校の項～高山市立栃尾小学校の項 (略)		<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市立東小学校の項～高山市立清見小学校の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市立荘川小学校</td> <td><u>高山市荘川町猿丸2 7番地</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市立宮小学校の項～高山市立栃尾小学校の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p>	名称	位置	高山市立東小学校の項～高山市立清見小学校の項 (略)		高山市立荘川小学校	<u>高山市荘川町猿丸2 7番地</u>	高山市立宮小学校の項～高山市立栃尾小学校の項 (略)	
名称	位置																
高山市立東小学校の項～高山市立清見小学校の項 (略)																	
高山市立荘川小学校	<u>高山市荘川町新渕1 30番地</u>																
高山市立宮小学校の項～高山市立栃尾小学校の項 (略)																	
名称	位置																
高山市立東小学校の項～高山市立清見小学校の項 (略)																	
高山市立荘川小学校	<u>高山市荘川町猿丸2 7番地</u>																
高山市立宮小学校の項～高山市立栃尾小学校の項 (略)																	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。